役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人 もやい聖友会

社会福祉法人 もやい聖友会　役員報酬規程

（目的）
第1条　この規程は、定款第 8 条の規程に基づき、役員の報酬等について必要なことを定める。

（定義）
第2条　この規程に基づいて報酬を支給する役員は次に掲げる者とする。
（1）理事長
（2）常務理事

（役員の職務）
第3条　役員の職務は以下のとおりとする。
（1）理事長 社会福祉法人 もやい聖友会の最高経営責任者とし、定款第9条に定める理事会（以下理事会）を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
（2）常務理事 理事長を補佐して法人経営に従事するとともに、理事会に出席し、議決を行う。

（常勤役員報酬の額）
第 4 条　第 2 条第 1 項および第2項に掲げる者の報酬は各月に支払うものとし、その体系及び額は以下のとおりとする。
（1）理事長報酬　月額 1，325，000 円
（2）常務理事報酬　月額 500，000 円
（3）交通費 実費相当額(上限は 15,000 円)

（費用弁償）
第６条　役員（理事・評議員・監事）の理事会・評議員会など会議等への出席については、１回につき１０，０００円を交通費として支給する。但し、役員を兼ねる職員は除く。

（その他）
第7条　以上で定めるもののほか、必要な事項は理事会で決定する。

附則
この規程は、2015 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、2018 年 7 月 1 日以降施行する。
- 第6条　交通費を　5，000円から10，000円へ変更

この規定は、2018 年 9 月 1 日以降施行する。
- 第4条　理事長報酬　月額を　860，000円から1，325，000円へ変更